

山口県報

平成20年
8月1日
(金曜日)

目 次

規則
 温泉法施行細則の一部を改正する規則(業務課)……………一〇
 山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………一〇
 訓令
 山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令(防災危機管理課)……………一〇
 公安委規則
 山口県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………一五



温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 西村 亘

山口県規則第五十九号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(平成十四年山口県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。
 第十六条を第二十四条とする。
 第十五条第一項中「温泉源から温泉を採取する者又は」を削り、「若しくは飲用」を「又は飲用」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」の下に、「第十四条の第二項」を加え、同項第三号を削り、同条に次の一項を加え、同条を第二十三条とする。

3 法第十五条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る温泉の利用を廃止したときは、遅滞なく、温泉利用廃止報告書(別記第二十四号様式)により、その旨を知事に報告しなければならない。

第十四条中「別記第十四号様式」を「別記第二十三号様式」に改め、同条を第二十二條とする。

第十三条中「別記第十三号様式」を「別記第二十二号様式」に改め、同条を第二十一条とする。

第十二条中「別記第十二号様式」を「別記第二十一号様式」に改め、同条を第二十条とする。

第十一条第一項中「別記第十一号様式」を「別記第二十号様式」に改め、同条を第十九条とする。

第十条中「別記第十号様式」を「別記第十九号様式」に改め、同条を第十八条とする。

第九条中「別記第九号様式」を「別記第十八号様式」に改め、同条を第十七条とする。

第八条中「別記第八号様式」を「別記第十七号様式」に改め、同条を第十六条とする。

第七条中「ゆう出路増掘許可申請書(別記第七号様式)又は動力装置許可申請書(別記第七号様式)」を「ゆう出路増掘許可申請書(別記第八号様式)又は動力装置許可申請書(別記第九号様式)」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の七条を加える。

(温泉の採取の許可の申請)
 第九条 省令第六条の第二項の申請書は、温泉採取許可申請書(別記第十号様式)によらなければならない。

(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認の申請)
 第十条 省令第六条の四第一項の申請書は、法人合併承認申請書(別記第十一号様式)又は法人分割承認申請書(別記第十一号様式)によらなければならない。

(温泉の採取の許可を受けた者の相続に係る承認の申請)
 第十一条 省令第六条の五第一項の申請書は、事業承継承認申請書(別記第十二号様式)によらなければならない。

(可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請)
 第十二条 省令第六条の七第一項の申請書は、可燃性天然ガス濃度確認申請書(別記第十三号様式)によらなければならない。

(確認を受けた者の地位の承継の届出)
 第十三条 省令第六条の八第一項の届出書は、地位承継届(別記第十四号様式)によら

なければならない。

(温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請)

第十四条 省令第六条の十第一項の申請書は、温泉採取施設等変更許可申請書(別記第十五号様式)によらなければならない。

(温泉の採取の事業の廃止の届出)

第十五条 省令第六条の十一第一項の届出書は、温泉採取事業廃止届(別記第十六号様式)によらなければならない。

第六条中「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に、「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(土地の掘削又は増掘のための施設等の変更の許可の申請)

第六条 省令第四条の三第一項の申請書は、土地掘削施設等変更許可申請書(別記第五号様式)又はゆうじ出路増掘施設等変更許可申請書(別記第五号様式)によらなければならない。

別記第一号様式中

予 定 日	着 手	年 月 日
完 了	了	年 月 日

を

主要な設備の構造及び能力	名 称	構 造	能 力	
			年 月 日	年 月 日
予 定 日	着 手	年 月 日		
	完 了	年 月 日		

に

なお、回線中の添付書類4や回線中書類7のうち、回線中書類3中「第4条第1項第3号から第5号まで」や「第4条第1項第4号から第6号まで」以外の、回線中書類5や9のうち「せりふ」の添付書類の構造図

- 2 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 3 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則第1条の2各

号に掲げる基準に適合することを証する書面

4 掘削時災害防止規程

「第5条第2項
第11条
第11条」
「第5条第2項
第11条第2項において準用する同法第5条第2項の」
「第5条第2項
第11条第2項」

第2項において準用する同法第5条第2項の「」
第3項において準用する同法第5条第2項の「」

「第6条第1項
第11条第2項において準用する同法第6条第1項の」
山口県知事 様

第1項において準用する同法第6条第1項の「」
第2項において準用する同法第6条第1項の「」
第3項において準用する同法第6条第1項の「」
第1項第3号から第5号まで、
第4条第1項第4号から第6号まで、

「第7条第1項
第11条第2項において準用する同法第7条第1項の」
山口県知事 様

第1項において準用する同法第7条第1項の「」
第2項において準用する同法第7条第1項の「」
第3項において準用する同法第7条第1項の「」

第1項第3号又は第4号、
第4条第1項第4号又は第5号、

「第14条関係」
「第22条関係」
「同法第14条関係」
「同法第22条関係」
「同法第14条関係」
「同法第22条関係」

第24号様式 (第23条関係)

温泉利用廃止報告書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

報告者 住所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり温泉の利用を廃止したので、温泉法施行細則第23条第3項の規定により報告します。

記

許可の年月日及び番号	温泉を公共施設に 供給する		年月日	指令第号
	名 称	所在地		
廃 止	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
廃 止 の 理 由				
廃 止 後 の 温 泉 の 用 途				

注 1 報告者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 報告者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第十三号様式中「(第13条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式を別記第二十一号様式とする。

別記第十一号様式中「(第12条関係)」を「(第20条関係)」に改め、同様式を別記第二十一号様式とする。

別記第十一号様式中「(第11条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を別記第二十号様式とする。

別記第十号様式中「(第10条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を別記第十九号様式とする。

別記第九号様式中「(第9条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を別記第十八号様式とする。

別記第八号様式中「(第8条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を別記第十七号様式とする。

別記第七号様式中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に、「ゆう出路増設許可申請書」を「動力装置許可申請書」に、「ゆう出路を増加させるための動力の装置の」を「ゆう出路を増加させるための動力の装置の」に改め、「増設又は」を改む。

ゆう出路の増設の工事	増設後のゆう出路の口径	mm	増設後のゆう出路の深さ	m
	工事の施行方法			

別記第六号様式中「(第4条第1項第3号から第5号まで)」を「第4条第1項第4号から第6号まで」に改め、同様式を別記第七号様式とし、「同様の次の表の様式を加える。

を

第10号様式 (第9条関係)

温泉採取許可申請書

年月日

山口県知事様

郵便番号

申請者住所

氏名

(電話局番)

下記のとおり温泉の採取の許可を受けたいので、温泉法第14条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

温泉の採取を行うおととする場所	年月日
温泉の採取の開始の予定日	

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

- 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 設備の設置の状況を現した写真
- メタンの濃度及び量の測定の結果を記載した書面
- 採取時災害防止規程
- 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面
- その他 ()

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「温泉の採取を行うおととする場所」欄には、土地の所在及び地番を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第11号様式 (第10条関係)

法人合併承認申請書

年月日

山口県知事様

郵便番号

申請者主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

(電話局番)

合併により温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けた
 合併により消滅する法人又は分割前の法人
 合併又は分割の予定日

下記のとおり合併により温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けた
 合併により消滅する法人又は分割前の法人
 合併又は分割の予定日

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入すること。

2 「温泉の採取を行うおととする場所」欄には、土地の所在及び地番を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

記

許可の年月日及び番号	年月日	指令	第	号
温泉の採取の場所	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
合併により消滅する法人又は分割前の法人	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
合併又は分割の予定日	年月日			

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「温泉の採取を行うおととする場所」欄には、土地の所在及び地番を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第12号様式 (第11条関係)

事業承継承認申請書

年月日

山口県知事様

郵便番号

申請者住所

氏名

(電話局番)

下記のとおり温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けたいので、温泉法第14条の4第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。
記

許可の年月日及び番号	年月日	指令第	号
温泉の採取の場所			
被相続人	住所		
	氏名		
被相続人との続柄			
相続開始の日	年月日		

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

- 1 戸籍謄本
 - 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者については、その全員の同意書
 - 3 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号又は第3号に該当しない者であることを誓約する書面
- 注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
2 「温泉の採取の場所」欄には、土地の所在及び地番を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第13号様式 (第12条関係)

可燃性天然ガス濃度確認申請書

年月日

山口県知事様

郵便番号

申請者住所

氏名

(電話局番)

下記のとおり可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けたいので、温泉法第14条の5第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。
記

温泉の採取を行おうとする場所	温泉の採取の開始の予定日	年月日
測定を行った場所	測定を行った者	
測定年月日	測定の方法	測定の結果
メタンの濃度の測定		%

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

- 1 温泉の採取の場所の状況及びメタンの濃度の測定の実施状況を現した写真
 - 2 その他()
- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
3 「温泉の採取を行おうとする場所」欄には、土地の所在及び地番を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第14号様式 (第13条関係)

地位 承 継 届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の地位を承継したので、温泉法第14条の6第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
記

確認の年月日及び番号	年 月 日	指令 第 号
温泉の採取の場所	住所	
	氏名	
確認を受けた者	住所	
	氏名	
地位を承継した日	年 月 日	

添付書類

- 1 事業の全部の譲渡の場合にあっては、譲渡に関する契約書の写し
- 2 相続の場合にあっては、次に掲げる書類

- (1) 戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
 - 3 合併又は分割の場合にあっては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 注
- 1 届出者及び確認を受けた者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 - 3 「温泉の採取の場所」欄には、土地の所在及び地番を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第15号様式 (第14条関係)

温泉採取施設等変更許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり温泉の採取のための施設等の変更の許可を受けたいので、温泉法第14条の7第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。
記

許可の年月日及び番号	年 月 日	指令 第 号
温泉の採取の場所	変更前	
	変更後	
変更の内容	変更理由	
	変更の理由	
変更の理由	着手	年 月 日
予定日	完了	年 月 日

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

- 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の温泉の採取のための施設的位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真
- 4 採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の採取時災害防止規程
- 5 その他 ()

- 注
- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 - 3 「温泉の採取の場所」欄には、土地の所在及び地番を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

報 告 書

第16号様式 (第15条関係)

温 泉 採 取 事 業 廃 止 届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり温泉の採取の事業を廃止したので、温泉法第14条の8第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

許可又は確認の年月日及び番号	年 月 日	指令 第 号
温 泉 の 採 取 の 場 所		
廃 止 年 月 日	年 月 日	
廃 止 の 理 由		
温泉のゆう出路の埋戻しの状況		

添付書類

温泉法第14条の2第1項の許可を受けた者にあつては、温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表した図面及び写真

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 3 「温泉の採取の場所」欄には、土地の所在及び地番を記入すること。
- 4 「温泉のゆう出路の埋戻しの状況」欄は、届出者が温泉法第14条の2第1項の許可を受けた者である場合に記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

届出者(代表者) (第6条関係) 又は (第7条関係) 又は (第8条第1項にお

「第8条第1項

いて準用する同法第8条第1項の」 又は (第11条第2項において準用する同法第8条第1

第11条第3項において準用する同法第8条第1

項の」

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名

称及び代表者の氏名を記入すること。

添付書類

温泉法施行規則第1条の2第9号の記録

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名

称及び代表者の氏名を記入すること。

4 可燃性天然ガスによる災害を防止するための措置をとつた場合は、「備考」欄にその内容

を記入すること。

届出者(代表者) 又は (第6条関係) 又は (第7条関係) 又は (第8条第1項にお

いて準用する同法第8条第1項の」 又は (第11条第2項において準用する同法第8条第1

第11条第3項において準用する同法第8条第1

報 告 書

第 8 号様式 (第 8 条関係)

ゆ う 出 路 増 掘 許 可 申 請 書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

申請者 郵便番号 局 番)
住 氏 名 (電話
(電話

下記のとおり温泉のゆう出路の増掘の許可を受けたいので、温泉法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

増掘の目的	所在及び地番 付近の状況	ゆう出量 分	温 度	°C
増掘をしようとする場所	ゆう出量 分	深 さ	m	
温泉のゆう出量、 温度及び成分	成	深 さ	m	
ゆう出路の口径 及び深さ	口	深 さ	m	
ゆう出路の増掘の 工事	増掘後のゆう出 路の口径	増掘後の ゆう出路 の深さ	m	
	工事の施行方法	名	構	造
		称	造	能
				力
主要な設備の構造及び能力				
増掘後の採取希望量				ℓ/分
予 定 日	着 手 了	年 月 日	年 月 日	

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

1 増掘をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図

2 設備の配置図及び主要な設備の構造図

3 増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面

4 増掘に係る掘削時災害防止規程

5 申請者が温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

6 その他()

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「第 8 条第 1 項 にお

いて準用する同法第 8 条第 1 項の」
「第 11 条第 2 項において準用する同法第 8 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を証明する書面」

「注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。」

「添付書類
温泉法施行規則第 1 条の 2 第 9 号の記録

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

「第 8 条第 1 項 にお

いて準用する同法第 8 条第 1 項の」
「第 11 条第 2 項において準用する同法第 8 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を証明する書面」

「注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。」

「添付書類
温泉法施行規則第 1 条の 2 第 9 号の記録

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

「第 8 条第 1 項 にお

いて準用する同法第 8 条第 1 項の」
「第 11 条第 2 項において準用する同法第 8 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を証明する書面」

「注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。」

「添付書類
温泉法施行規則第 1 条の 2 第 9 号の記録

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

「第 8 条第 1 項 にお

いて準用する同法第 8 条第 1 項の」
「第 11 条第 2 項において準用する同法第 8 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を証明する書面」

第5号様式（第6条関係）

土地掘削施設等変更許可申請書
ゆう出路増掘

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所 氏名

(印)
(電話 局 番)

下記のとおり土地の掘削のための施設等の変更の許可を受けたいので、温泉水法第7条の2第1項、第11条第2項において準用する同法第7条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日	指令 第	号
許可に係る土地	所在地		
	地目		
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更の理由	着	年 月 日	
	完了	年 月 日	

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

添付書類
 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
 2 変更後の掘削のための施設的位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が温泉水法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
 3 掘削時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の掘削時災害防止規程
 4 その他()
 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 匡

山口県規則第六十号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百五十三条第二項中「掲げる請負」の下に「（知事が別に定めるものを除く。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県訓令第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 匡

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令

山口県防災行政無線施設取扱規程（昭和五十五年山口県訓令第八号）の一部を次のように改定する。

第四条第二項中「消防防災課長」を「防災危機管理課長」に改める。

ほうさいしゆうなんこうわん	” 築港町111番地
ほうさいほうふ	防府市寿町 7 番 1 号
ほうさいほうふしよぼう	” 佐波 2 丁目11番25号
ほうさいやまぐち	山口市亀山町 2 番 1 号
ほうさいあとう	阿武郡阿東町大字徳佐中3417番地の 2
ほうさいやまぐちしよぼう	山口市亀山町 2 番 1 号
やまぐちこうくうせんた	宇部市大字沖宇部625番地の17
ほうさいうべ	” 常盤町 1 丁目 7 番 1 号
ほうさいみね	美祿市大瀬町東分326番地の 1
ほうさいみとう	” 美東町大田5936番地
ほうさいしゆうほう	” 秋芳町秋吉5335番地の 1
ほうさいさんようおのだ	山陽小野田市日の出 1 丁目 1 番 1 号
ほうさいうべしよぼう	宇部市港町 2 丁目 3 番30号
ほうさいみねしよぼう	美祿市大瀬町東分358番地の 1
ほうさいさんようおのだしよぼう	山陽小野田市高栄 1 丁目 6 番 1 号
ほうさいうべこうわん	宇部市港町 1 丁目 5 番 7 号
ほうさいしものせき	下関市南部町 1 番 1 号
ほうさいしものせきしよぼう	” ” ” 2 号
ほうさいながと	長門市東深川11339番地の 2
ほうさいながとしよぼう	” ” 1902番地の 1

ほうさいはざ	萩市大字江向510番地
ほうさいあぶ	阿武郡阿武町大字奈古2636番地
ほうさいはざしよぼう	萩市大字江向428番地の 2

5 端末局 (多重回線)

呼 出 名 称	設 置 場 所
ほうさいくがぶんしつ	岩国市玖珂町6262番地の 4
ほうさいなかやまがわだむ	” 周東町用田298番地の35
ほうさいみしよがわだむ	” 柱野
ほうさいいきみがわだむ	” 美川町南桑1701番地の 3
ほうさいおおしまぶんしつ	大島郡周防大島町大字久賀5387番地の 2
ほうさいくろくいがわだむ	柳井市柳井1031番地の 4
ほうさいやしるだむ	大島郡周防大島町大字東屋代1253番地
ほうさいすえたけがわだむ	下松市大字瀬戸897番地
ほうさいすがのだむ	周南市大字中須北194番地の 3
ほうさいこうどうだむ	” 大字大道理260番地の 7
ほうさいかわかみだむ	” 大字川上13番地の 1
ほうさいあとうぶんしつ	阿武郡阿東町大字生雲中166番地の 5
ほうさいいちのさかだむ	山口市上宇野令9229番地
ほうさいあたらにだむ	” 宮野上570番地の 1
ほうさいさばがわだむ	” 徳地野谷6220番地

ぼうさいいまだみだむ	宇部市大字今富52番地の1
ぼうさいまじめがわだむ	" 大字川上697番地の78
ぼうさいみねどぼく	美祿市大嶺町東分3449番地の5
ぼうさいことうがわだむ	宇部市大字木田144番地の4
ぼうさいとよたぶんしつ	下関市豊田町大字矢田430番地の1
ぼうさいこやがわだむ	" 豊田町大字大河内501番地の1
ぼうさいだいはうだむ	長門市油谷河原763番地
ぼうさいゆめんだむ	" 三隅中324番地の42
ぼうさいあぶがわだむ	萩市川上2344番地の6
ぼうさいおせがわだむ	広島県廿日市市浅原1030番地の27

6 移動局

呼 出 名 称	常 置 場 所
ぼうさいやまぐち1	山口市滝町1番1号
ぼうさいやまぐち2	" " "
ぼうさいやまぐち3	" " "
ぼうさいやまぐち4	" " "
ぼうさいやまぐち5	" " "
ぼうさいやまぐち6	" " "
ぼうさいやまぐち7	" " "
ぼうさいやまぐち8	" " "

ぼうさいやまぐち9	" " "
ぼうさいやまぐち10	" " "
ぼうさいやまぐち11	" " "
ぼうさいやまぐち101	" " "
ぼうさいやまぐち102	" " "
ぼうさいやまぐちけいたい1	" " "
ぼうさいやまぐちけいたい2	" " "
ぼうさいやまぐちけいたい3	" " "
ぼうさいやまぐちけいたい4	" " "
ぼうさいやまぐちけいたい5	" " "
ぼうさいやまぐちけいたい6	" " "
ぼうさいやまぐちけいたい7	" " "
ぼうさいやまぐちけいたい8	" " "
ぼうさいやまぐちけいたい9	" " "
ぼうさいやまぐちけいたい10	" " "
ぼうさいいわくに1	岩国市三笠町1丁目1番1号
ぼうさいいわくに2	" " "
ぼうさいくが1	" 玖珂町6262番地の4
ぼうさいくが2	" " "
ぼうさいなかやまがわだむ1	" 周東町用田298番地の35

ほうさいいさみがわだむ 1	"	美川町南桑1701番地の 3	ほうさいあらたにだむ 1	"	宮野上570番地の 1
ほうさいやない 1	柳井市南町 3丁目 9番 3号		ほうさいさばがわだむ 1	"	徳地野谷620番地
ほうさいやない 2	"	"	ほうさいこうこうせんた 1	宇部市大字沖宇部625番地の 17	
ほうさいおおしま 1	大島郡周防大島町大字久賀5387番地の 2	"	ほうさいこうこうせんた 2	"	"
ほうさいおおしま 2	"	"	ほうさいうべ 1	"	琴芝町 1丁目 1番50号
ほうさいくろくいがわだむ 2	柳井市柳井1081番地の 4	"	ほうさいうべ 2	"	"
ほうさいやしろだむ 2	大島郡周防大島町大字東屋代1253番地		ほうさいいまだみだむ 2	"	大字今富52番地の 1
ほうさいしゆうなん 1	周南市毛利町 2丁目38番地		ほうさいまじめがわだむ 2	"	大字川上697番地の78
ほうさいしゆうなん 2	"	"	ほうさいみね 1	美祿市大瀬町東分3449番地の 5	
ほうさいすえだけがわだむ 2	下松市大字瀬戸897番地		ほうさいみね 2	"	"
ほうさいすがのだむ 1	周南市大字中須北194番地の 3		ほうさいことうがわだむ 1	宇部市大字木田144番地の 4	
ほうさいことうだむ 1	"	大字大道理260番地の 7	ほうさいしものせき 1	下関市真船町 3丁目 2番 1号	
ほうさいかわかみだむ 2	"	大字川上13番地の 1	ほうさいしものせき 2	"	"
ほうさいほうふ 1	防府市駅南町13番40号		やまぐち30	"	"
ほうさいほうふ 2	"	"	やまぐち31	"	"
ほうさいやまぐち21	山口市神田町 6番10号		ほうさいとよた 1	"	豊田町大字矢田430番地の 1
ほうさいやまぐち22	"	"	ほうさいとよた 2	"	"
ほうさいあとう 1	阿武郡阿東町大字生雲中166番地の 5		ほうさいこやがわだむ 1	"	豊田町大字大河内501番地の 1
ほうさいあとう 2	"	"	ほうさいながと 1	長門市東深川1875番地の 1	
ほうさいいちのさかだむ 1	山口市上宇野令929番地		ほうさいながと 2	"	"

ほうさいだいはうだむ 1	油谷河原763番地
ほうさいゆめんだむ 2	三隅中324番地の42
ほうさいはぎ 1	萩市大字江向531番地の1
ほうさいはぎ 2	” ” ”
ほうさいあぶがわだむ 4	” 川上234番地の6

別表の7の表から13の表までを削る。

附則

この訓令は、平成二十年八月一日から施行する。



山口県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十号

山口県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

山口県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和四十二年山口県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

八 法第三十条の三の規定による命令

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十年八月一日
発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）